(ｳ)　車両安定性制御装置等を装備した貨物自動車等に係る自動車重量税率の特例措置について、衝突被害軽減制動制御装置を装備した一定の貨物自動車等を特例の対象に加えることとした。（租税特別措置法第九〇条の一四関係）

一一　税理士法の一部改正関係

1　財務大臣は、懲戒処分をしたときは、遅滞なくその旨を、一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報をもって公告しなければならないこととした。（税理士法第四七条の四関係）

2　税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令制度を次のとおり創設することとした。（税理士法第五四条の二関係）

(ｱ)　財務大臣は、税理士等でない者が税務相談を行った場合（税理士法の別段の定めにより税務相談を行った場合を除く。）において、更に反復してその税務相談が行われることにより、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れさせ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けさせることによる納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、その税理士等でない者に対し、その税務相談の停止その他その停止が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(ｲ)　(ｱ)の命令をした場合の公告について、1の懲戒処分の公告と同様とする措置を講ずる。

3　国税庁長官は、2(ｱ)の命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、税務相談を行った者から報告を徴し、又は当該職員をしてその者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができることとした。（税理士法第五五条関係）

4　2(ｱ)の命令について、その命令違反に対する罰則を設けることとした。（税理士法第六〇条及び第六三条関係）

一二　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正関係

保税地域から引き取られる特例申告に係る課税物品に係る内国消費税に対する八5(ｲ)の措置における前年及び前々年の判定については、課税物品の輸入の許可の日の属する年により行うこととした。（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第一九条関係）

一三　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正関係

特定基準法人税額に対する地方法人税の創設に伴う所要の整備を行うこととした。（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三二条関係）

一四　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正関係

特定基準法人税額に対する地方法人税の創設に伴う所要の整備を行うこととした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条関係）

一五　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正関係

1　電子決済手段等取引業者は、その顧客（別表法人等を除く。）からの依頼により国外電子決済手段移転等（その国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の価額が一定の金額以下のものを除く。）をしたときは、その国外電子決済手段移転等ごとに、その顧客の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号、その国外電子決済手段の種類その他の事項を記載した国外電子決済手段移転等調書を、その国外電子決済手段移転等をした日の属する月の翌月末日までに、当該国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段等取引業者の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととした。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第二条、第四条の四、第四条の五、第七条及び第九条関係）

2　国外送金等調書及び国外証券移管等調書の提出義務者のうち電子情報処理組織又は光ディスク等による提出義務制度の対象とならないものが、これらの調書の書面による提出に代えてこれらの調書に記載すべき事項を記録した光ディスク等の提出をするための要件であるその者が受けるべき所轄税務署長の承認等を不要とすることとした。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条関係）

一六　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正関係

1　被災代替資産等の特別償却制度について、対象資産を船舶に限定した上、その適用期限を三年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一条の二及び第一八条の二関係）

2　被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置は、適用期限の到来をもって廃止することとした。（旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四三条関係）

一七　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

租税特別措置法の改正に伴い、特定の基準所得金額の課税の特例の基準所得税額について、所要の整備を行うこととした。（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三三条関係）

一八　所得税法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一五号）の一部改正関係適格請求書等保存方式について、次の見直しを行うこととした。

1　適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の創設（所得税法等の一部を改正する法律附則第五一条の二関係）

(ｱ)　適格請求書発行事業者の令和五年一〇月一日から令和八年九月三〇日までの日の属する課税期間（適格請求書発行事業者の登録及び課税事業者選択届出書の提出等がなかったとしたならば事業者免税点制度の適用を受けられることとなる課税期間等の一定の課税期間に限る。）については、課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、当該課税期間の課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の一〇〇分の八〇に相当する金額とすることができる。

(ｲ)　(ｱ)の適用を受けようとする適格請求書発行事業者は、確定申告書にその旨を付記するものとする。

(ｳ)　課税事業者選択届出書の提出により令和五年一〇月一日の属する課税期間の初日から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請書を提出している場合において当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を当該課税期間の初日の前日に提出したものとみなす。

(ｴ)　(ｱ)の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を当該課税期間の初日の前日に提出したものとみなす。

2　令和五年一〇月一日から令和一一年九月三〇日までの間に国内において行う課税仕入れ（基準期間における課税売上高が一億円以下又は特定期間における課税売上高が五、〇〇〇万円以下である課税期間に行うものに限る。）について、当該課税仕入れに係る支払対価の額が少額である場合として一定の場合には、帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める。（所得税法等の一部を改正する法律附則第五三条の二関係）

一九　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行することとした。